ＢＹＯＤ端末の販売に関する誓約書

　貴校の指定端末（以下、「端末」という。）を販売するにあたり、仕様書の記載事項を遵守するとともに、以下の事項を厳守することを誓約する。

記

１　端末の価格は以下のとおりとし、貴校との協議なく無断で変更しない。

　　　　　　　　　　　　　　円/台

２　端末の購入注文は貴校入学（予定者を含む）生徒（保護者）から直接受け、その代金も当該生徒（保護者）から徴収する。

３　販売した端末が１年以内に、生徒の責めに帰すべき事由によらず破損した場合又はその機能に著しい欠損が生じた場合は、その取り替え又は補修の要求に応じる。

４　端末を補充購入したい旨が当該生徒（保護者）からあった場合は、６年度末までは同等の条件で対応できるよう万全の措置を講じる。

５　第三者に対し、端末の販売に関する権利義務を譲渡しない。

６　私の責めに帰すべき事由により、端末の販売に関し、当該生徒（保護者）に損害を与えたときは、その損害賠償は誠意をもって行う。

令和　５年１２月　　日

　兵庫県立西宮南高等学校長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　印